



呉市立小・中学校

平成31年1月発行

共同事務センターだより 第9号

担当 倉橋共同事務センター



新しい年が始まりました。
今月号は、もうすぐ新年度の申請手続きが始まる、**就学奨励費**についてお知らせします。

就学奨励費制度とは？

経済的な理由によって就学が困難と認められる児童等の保護者に対し、就学のために必要な費用を支給し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とされた制度です。

「児童等」とは、呉市に住所を有し、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒をいう。
「保護者」とは、呉市に住所を有し、児童等に対して親権を行う者で、児童等と同居して、かつ、その生計を維持する者をいう。（呉市就学奨励費支給規則 第1条の2）

学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費などが援助されます。

援助を受けられる保護者は？

次のいずれかに該当する児童等の保護者に対して支給する。

- ①生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ②要保護者に準ずる程度に困窮している者
- ③前2号に掲げる者のほか、呉市教育委員会が特に必要と認める者（呉市就学奨励費支給規則 第2条）

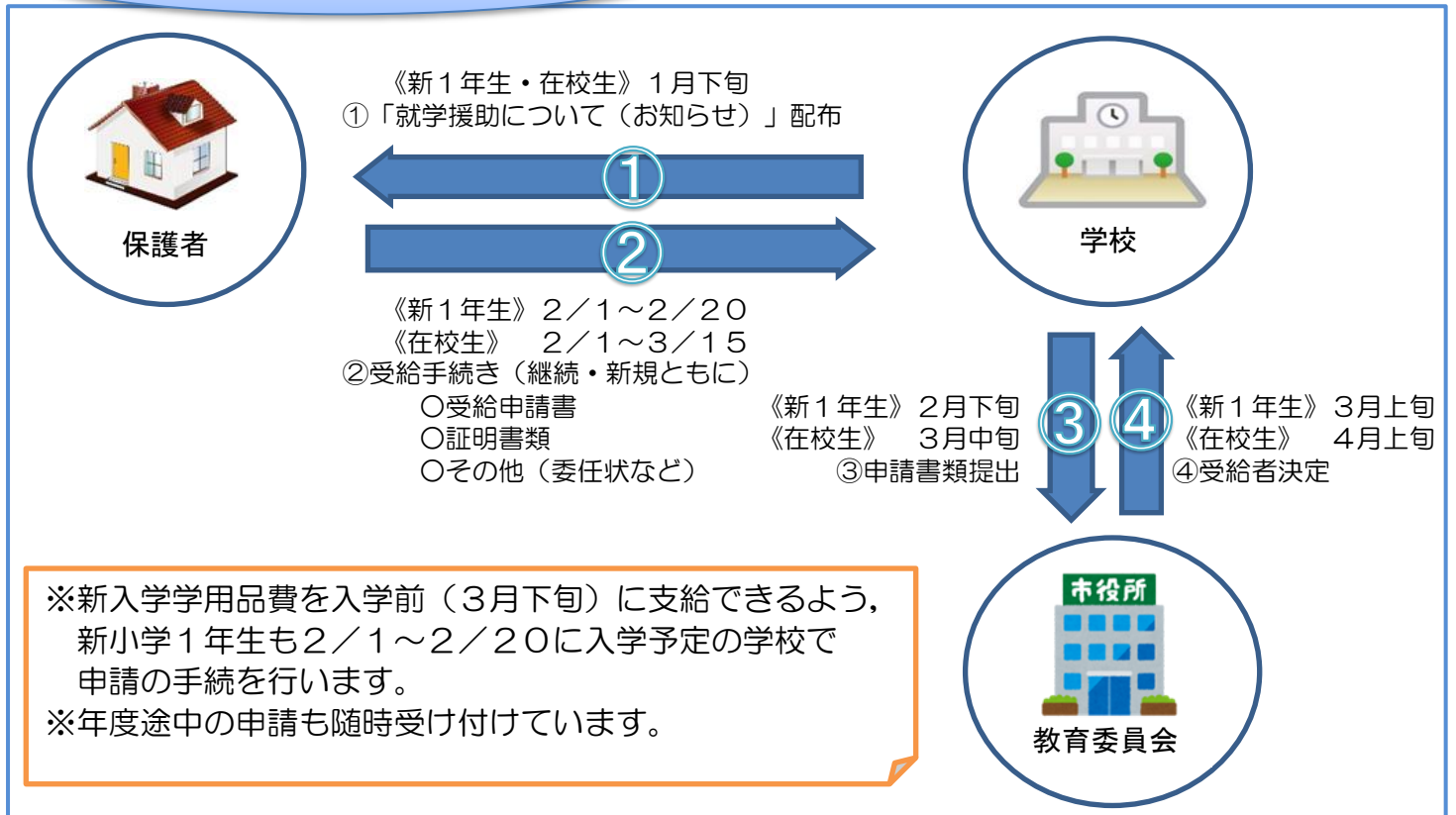
「要保護者に準ずる程度に困窮している者」とは、次の申請理由のいずれかに該当する保護者です。

	申請理由	必要な証明書類
1	生活保護を受けている	必要ありません
2	生活保護が停止又は廃止になった	必要ありません
3	市民税が非課税である(世帯全員)	平成30年度所得・課税証明書
4	市民税が減免された	市県民税賦課決定通知書の写し
5	個人事業税が減免された	個人事業税減免決定通知書の写し
6	固定資産税が減免された	固定資産税賦課決定通知書の写し
7	国民年金保険料が免除された	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し
8	国民健康保険料が減免、徴収猶予された	国民健康保険料減免申請に伴う決定通知書の写し
9	児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書の写し
10	生活福祉資金の貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
11	雇用保険の失業給付を受けている	雇用保険受給資格者証の写し
12	特別な事情があり経済的に困っている	平成30年度所得・課税証明書等

※生活保護を受けている保護者は必ず申請手続きが必要です。

※上記以外の理由で経済的に困っている保護者についても、援助を受けられる場合があります。

申請手続の流れは？



お願い！！

・申請時点と家庭状況に変化がある場合は、速やかに事務職員にお知らせください。

- 住所が変わった
- 世帯構成が変わった（保護者が結婚、離婚する など）
- 転校することになった

※申請理由に該当しなくなった場合は、「辞退」や「戻入」の手続きが必要になります。



サービス「一問一答」!

第2号 交通遮断休暇

Q. 大雪により、通常の通勤に利用している交通機関が麻痺して、午後3時頃ようやく復旧したが、開通後の最初の電車を利用して、出勤できるのは勤務時間終了時刻を過ぎてしまうような状況であるため、本日は出勤できないという。

この場合、1日の特別休暇を承認できるか。

A. 並行する他の交通機関についても運行を中止しているような事情があり、勤務時間終了時刻まで出勤できないのであれば、その日1日について、本号の休暇を承認できる。